

過去の懲戒処分以外の処分実施状況

〔公営企業管理局〕

(令和7年5月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.5.28	口頭訓告	県立病院 一般職員	自家用車で松山市山田町の県道を走行中、不注意により、左ウインカーを付けて停止していた前方の相手方二輪車に追突し、相手方に全治3週間を要する傷害を負わせた人身事故。
2	R7.5.28	厳重注意	公営企業管理局 課長級職員	部下職員が、配偶者の扶養手当の認定基準の誤認により、扶養手当の要件を欠いていたにもかかわらず、同手当を過大に受給したことについて、支給要件の確認を怠っていたことに対する管理監督責任。

(令和8年5月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R8.5.27	口頭訓告	県立病院 一般職員	自家用車で高知県南国市の四国横断自動車道を走行中、制限速度80km/hのところ111km/hで走行し、31km/hの速度超過により取り締まりを受けた。
2	R8.5.27	口頭訓告	公営企業管理局 一般職員	自家用車で出勤途中、不注意により駐車していた相手方自動車に接触し、同車両に損傷を与えた物損事故(1年以内の再度の交通法令違反等)。